

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員（理事）の退任について次のとおり届出があった。

平成28年7月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	石川 輝男	木田郡三木町大字下高岡3620番地1	平成28年3月12日
〃	山口 茂博	〃 〃 大字鹿伏579番地	〃
〃	香西 清隆	高松市亀田町137番地	〃
〃	南原 勉	〃 春日町529番地	〃
〃	宮崎 行雄	〃 東山崎町1013番地1	〃
監 事	植村 繁	〃 春日町923番地	〃